

別表 1 (第 3 条関係)

支出項目	内容	支出金額
会議・行事等	各種団体が行う会議、行事のうち、意見交換を目的とする会合等で、飲食を伴う場合の支出に係る経費	<p>会費の明示がある場合はその金額。</p> <p>会費の明示がない場合は、支出先に確認し支出する。</p> <p>支出金額の目安として、会場が公共施設等の場合は 5,000 円、飲食店等の場合は 10,000 円、ホテル等の場合は 20,000 円を限度とする。</p>
慶祝	祝賀会、記念式典等で飲食を伴う場合の支出に係る経費	会議・行事等の支出金額に準ずる。
賛助・協賛	各種団体の活動が公共的又は公益的なものであり、趣旨・目的に賛同できるものに対する支出に係る経費	10,000 円を限度とする。

見舞い	病気等により半月以上入院を要する者に対する見舞金支出に係る経費であり、対象者は別表2のとおり	5,000円を限度とする。
弔慰	香典の支出に係る経費であり、対象者は別表3のとおり	5,000円を限度とする。
その他	上記のいずれにも属さない場合で、教育行政の推進上教育委員会が特に必要と認めた場合の支出に係る経費	相当額とする。